

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第17号	三田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	<p>【関係法令】 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号） 水道法施行令（昭和32年政令第336号） 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）</p> <p>【趣旨】 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道の「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格に係る規定の整備（第3条第3号、第4条第2号、第4号、第5号） 平成31年4月から「専門職大学」が創設されることに伴い、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の取扱いとする改正を行う。 2 その他規定の整備（第3条第8号） 技術士試験（第二次試験）の選択科目の見直しに伴うもの <p>【施行期日】 平成31年4月1日</p>